

# 2022年度事業計画

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

## 事業方針

当センターは、中国運輸局及び関係団体と連携を図り、2016（平成28）年1月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を教訓とした「安全管理体制のチェック・改善指導」等を通じて、貸切バス業界の輸送の安全確保の取組を支援するため、次の事業を実施する。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢の変化や貸切バス業界の状況に応じて、適確に適正化事業が実施できるよう努める。

## 1. 貸切バスの安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

### (1) 巡回指導

2022年度の巡回指導は、新型コロナウイルス感染症拡大下においても輸送の安全確保が重要であるため、当センターの巡回対象営業所344営業所（2月1日現在）の全てを指導員23名（事務局指導員を含む）により実施する。また、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、より効率的かつ効果的に実施する必要があることから、国土交通省通達「令和4年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導等の運用方針について」に基づき、重点指導項目に重点化して実施する。特に次の①及び②のいずれにも該当する事業者の営業所（以下「優良営業所」という。）にあつては、「巡回指導マニュアル」に規定される巡回指導（点検）項目のうち、必要最低限の特化項目（12項目）に特化して実施する。

①2022年2月1日時点において、貸切バス事業者安全性評価認定制度による3つ星の評価認定を受けている事業者

②直近の巡回指導において、「否」の判定が1つもない営業所

また、優良営業所の巡回指導については、Webや電話を活用した非対面方式も活用する。

巡回指導の実施にあたっては中国運輸局、各県バス協会等と緊密な連携を図り、巡回指導に必要な継続監視対象事業者、運輸安全マネジメント評価、貸切バス事業者安全性評価認定制度による評価認定等の情報を収集し、適正化事業の効率的な運営を図る。

### (2) 運輸支局監査室との連携及び指導員との情報共有

①運輸支局監査室と指導員の意見交換の場を設け、国の監査と当センターの巡回指導が効率的かつ効果的に実施できるよう連携を深める。

②指導員による調査・指導内容等の平準化が図れるよう、指導員会議等を通じて具体的な方策を検討する。

③指導員のスキル維持を支援するため、運行管理者講習を受講する場合にその一部(状況によっては全部)を助成する。

## 2. 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動

中国運輸局、各県バス協会と連携を図りながら白バス行為防止等の広報啓発活動を行う。

## 3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

関係機関と連携し調査活動を行い、指導やホームページの活用を通じて関係法令の改正に伴う規程類・帳票類の整備など貸切バス事業の適正化に必要な取組を支援する。

#### 4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理

貸切バスに係る苦情等に対しては中国運輸局、各県バス協会等と連携を図りながら適切、迅速な処理に努める。

(巡回指導実施計画)

実施月	実施営業所数	広島	鳥取	島根	岡山	山口
4月	40	16	2	6	9	7
5月	40	16	2	6	9	7
6月	40	16	2	6	9	7
7月	40	16	2	6	9	7
8月	40	16	2	6	9	7
9月	29	12	1	4	8	4
10月	27	12	1	3	7	4
11月	27	12	1	3	7	4
12月	29	12	1	4	7	5
1月	11	4	1	2	2	2
2月	11	4	1	2	2	2
3月	10	3	1	2	2	2
計	344	139	17	50	80	58